
川口市信用保証料補助金
申請要領

川口市 経営支援課 経営支援係

<問い合わせ先>

受付時間： 平日 9:00~16:30

電 話： 048-258-1647

F A X： 048-258-1161

1. 川口市信用保証料補助金の概要

中東情勢の影響により、売上減少や利益圧迫に直面する市内中小企業の資金繰りを支援するため、埼玉県の手続き型保証対象の融資等を受けた事業者の信用保証料の一部を補助します。

2. 補助金の対象となる事業者

以下の（１）～（３）の全てに該当する事業者が対象となります。

（１）中小企業基本法に規定する中小企業・小規模事業者、または中小企業信用保険法に規定する組合等

- 1 資本金の額（出資の総額）または常時使用する従業員（常用雇用者とそれに準ずる臨時雇用者）数のいずれかが下表に該当する個人、会社（士業法人含む。）、医業を主たる事業とする法人、NPO法人

業種分類	資本金（または出資）	従業員（常勤）
■下欄以外の業種 （製造業、建設業、不動産業 等） ■自動車整備業、ソフトウェア業、情報 処理サービス業 ■医業を主たる事業とする法人 （従業員数のみ）	3 億円以下	3 0 0 人以下
■ゴム製品製造業 （自動車・航空機用タイヤ、 チューブ 製造業、工業用ベルト製造業を除く。）		9 0 0 人以下
■卸売業	1 億円以下	1 0 0 人以下
■小売業	5 千万円以下	5 0 人以下
■サービス業 ■個人の診療所（従業員数のみ）		1 0 0 人以下
■旅館業		2 0 0 人以下

2 組合等

中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 等

(2) 中東情勢の変動により事業活動に影響を受け、次のいずれかの融資制度による融資を利用し、保証料を支払った事業者

【対象融資】

埼玉県中小企業制度融資

(令和8年3月以降の売上高や利益率の減少により申請したもの)

■経営安定資金（大臣指定等貸付）のうち

特定業種関連（セーフティネット保証5号）

※ただし川口市でセーフティネット保証5号の認定を受けたもの

■要件緩和型経営安定資金（経営あんしん資金）【経済変動特例】

【対象融資申請期間】

令和8年4月1日（月）から令和8年10月30日（金）まで

対象融資申請期間中に申請された融資について補助します。

※補助金の申請期間は、保証協会の保証決定及び金融機関の貸付（保証料の支払い）まで1カ月程度かかることを想定し、令和8年12月25日までとしています。

(3) 川口市内の事業者であること

次の（ア）～（ウ）すべてに該当すること

（ア）【法人の場合】1年以上引き続き市内事業所があること

【個人の場合】1年以上引き続き市内に住所及び事業所があること

（イ）継続して同一事業を営んでいること

（ウ）本店または主たる事業所が市内にあること※

※市内に本店があったとしても、本店で事業を行っておらず（代表者自宅を登記している等）、主たる事業所が市外である場合は対象外となります。

また、事業所を複数保有する事業者の場合、市内の事業所が主たる事業所であるかの確認のため、売上台帳等の提出を求める場合があります。

対象外となる場合

以下のいずれかに該当する場合は、支給対象外となります。

- ① 川口市暴力団排除条例（平成24年条例第52号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等その他反社会的な団体に関連すると認められる者
- ② 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を行う者
- ③ 宗教法人に規定する宗教団体又は宗教性を有する団体等と認められる者
- ④ 申請日現在において、納期の到来した本市市税に未納がある者
- ⑤ 上記に掲げるもののほか、支援金を交付することが不適切であると市長が判断する者

3. 補助金額・申請期間

補助金額

以下の計算式で補助金額を算出します。

$$(\text{支払った信用保証料}) \times 1/2 = \text{補助金額 (上限額は20万円)}$$

※1,000円未満の端数は切り捨て

申請期間

令和8年8月3日（月）から令和8年12月25日（金）まで

※最終日の消印有効

※令和8年4月1日から令和8年10月30日までに申請された融資に対する信用保証料が補助対象となりますので、ご注意ください。

4. 補助金申請から支給までの流れ

①対象融資の貸付の実行を確認

信用保証料を支払い、金融機関から資金が振り込まれたことを確認してください。



②必要書類を揃え、市に補助金を申請する

オンライン・郵送での申請となります。
申請書類の詳細、提出方法はP 5、P 6をご覧ください。

※市が申請書類を確認し、不備等があった場合はメール・電話で連絡します。



③市による審査

- ・対象の融資を申請し、貸付されているか
- ・イランを中心とした中東情勢の影響を受けているか
- ・市税を滞納していないか

などの審査を行います。納税の調査は2～3週間程度要します。



④市より決定通知の送付

審査の結果、問題がなければ川口市信用保証料補助金交付決定兼交付額確定通知書を送付します。
審査基準を満たさない場合は、不支給決定通知を送付します。



⑤補助金の支給

申請から支給まで約 1 ヶ月程度で、申請書兼請求書に記載の指定口座に振込みます。

5. 申請に必要な書類

No.	提出書類
1	様式第1号 (1) 川口市信用保証料補助金交付申請書兼請求書 (2) ※中東情勢の影響について詳細にご記入ください。
2	様式第2号 同意書兼誓約書
3	様式第3号 金融機関等確認同意書
4	利用した融資に係る申込書の写し (令和8年4月1日(月)から令和8年10月30日(金)に申請受付されたもの)
5	融資が実行されたことを証する契約書等の写し ・金銭消費貸借契約書等 ・融資が実行されたことが表記されている通帳等の写し
6	信用保証協会に支払った保証料が確認できる書類の写し (信用保証決定のお知らせ等保証料の記載がある書類)
7	事業所及び住所が市内に存することを証する書類 【法人の場合】 履歴事項全部証明書の原本又は写し(発行より3カ月以内) ※本店登記が市外の場合、市内に主たる事業所があることを証明する資料(住所記載のホームページ画面の写し、公共料金の請求書の写し等) 【個人の場合】 ・住民票の原本または写し(発行より3カ月以内) ・開業届の写し
8	申請者名義の補助金の振込先の口座の写し (通帳や口座画面の写し等、申請書兼請求書に記入した口座内容が全て確認できるもの)
9	中東情勢の影響を受けていることがわかる根拠資料 (令和8年3月以降の仕入れ価格や燃料費等の上昇がわかる帳簿や請求書、領収書等の写し、取引先からの通知等、影響を受けていることが具体的に証明できる資料)
10	経営あんしん資金【経済変動特例】を利用した場合、認定書の写し (様式 22-8 経営あんしん資金(要件緩和型経営安定資金)に係る認定書)

6. 申請書類の入手・提出方法

申請はオンライン申請・郵送申請のいずれかの方法でお願いします。
申請書類の提出はオンラインでの申請を推奨しております。

申請書類の入手・オンラインでの申請

申請に必要な書類No.1～3の様式は、川口市ホームページ内の次のページからダウンロードしてください。

<https://www.city.kawaguchi.lg.jp/soshiki/01110/021/10/52013.html>

「中小企業等原油価格等高騰対策事業【支援2 川口市信用保証料補助金】」



No.1～3の様式の記入例は、この要領のP7～12をご確認ください。
必ず記入例をご覧ください、申請書類をご記入ください。

ホームページ内のオンライン申請フォームからご提出をお願いします。

郵送申請

郵送される方は以下の郵送先に申請書類等を郵送してください。

＜郵送先＞ 〒332-8601 川口市役所 経営支援課宛

申請期間

令和8年8月3日（月）から令和8年12月25日（金）まで

（※最終日の消印有効）

申請期間内であっても予算の上限に達し次第、受付を終了します。

記入例

様式第1号(1)

令和8年 8月 3日

(あて先) 川口市長

(申請者)

〒

所在地 〒332-0031

または住所 川口市青木 2-1-1

法人名 有限会社きゅぼらん運輸

または屋号

代表者氏名 代表取締役 川口 太郎

川口市信用保証料補助金交付申請書兼請求書

川口市信用保証料補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請及び請求します。

1 申請者の概要

事業内容	☒ 製造業	☐ 建設業	資本金	1千万円
	☐ 卸売業	☐ 小売業		
	☐ サービス業			
	☐ その他 ()			
従業員数	30人		創業年	平成8年
担当者連絡先	部署	総務課	電話番号	048-***-****
	氏名	横曽根 一郎	メールアドレス	aaa@abc.***

2 利用融資、金融機関名(「融資の種類」は該当するものにチェックを入れてください)

融資の種類	☐ 埼玉県中小企業制度融資 経営安定資金(大臣指定等貸付)
	☒ 埼玉県中小企業制度融資 要件緩和型経営安定資金(経営あんしん資金)
	☐ その他 ()
金融機関名	●● 銀行・信用金庫 ■■ 支店 () ()

3 補助申請(請求)額(太枠の中を記入してください) 補助申請額は、1,000円未満切り捨て

支払った信用保証料	270,600円 …①
補助申請(請求)額計算式	(① 270,600円) × 1 / 2 = 135,300円 …②
補助申請(請求)額	135,000円 …③
交付決定額 記入しない 円	請求額 記入しない 円

注) ②の金額が200,000円以上である場合、③には限度額である200,000円を記入してください。

注) ②の金額が1,000円未満の端数が出る場合、③には切り捨てた金額を記入してください。

裏面あり

4 補助金の振込先口座情報

金融機関名				本・支店名				
●●		銀行・信用金庫 労金・信用組合 農業協同組合		■■		本店 支店 出張所		
金融機関コード				支店コード				
預金種目		口座番号						
1 普通 2 当座		1	2	3	4	5	6	7
口座名義								
(フリガナ) 口座名義人		カ) キュポランウンユ ----- 株式会社 きゅぼらん運輸						

5 添付書類チェックリスト（チェックを入れてください。）

※申請の前に提出書類が揃っているかどうかこちらでチェックしてください。

- ☒ 利用した融資に係る申込書の写し
- ☒ 融資が実行されたことが表記されている通帳等の写し
- ☒ 融資実行に係る契約書の写し
- ☒ 信用保証協会等に支払った保証料が確認できる書類の写し
(信用保証決定のお知らせ等保証料の記載があるもの)
- ☒ 同意書兼誓約書（様式第2号）
- ☒ 金融機関等確認同意書（様式第3号）
- ☒ （法人の場合）履歴事項全部証明書の原本または写し（発行から3カ月以内）
- ☒ （個人の場合）住民票の原本または写し（発行から3カ月以内）
- ☒ 申請者名義または法人名義の補助金の振込先口座の写し
- ☒ 様式第1号（2）に記入した中東情勢の影響を受けていることがわかる帳簿等の写し
- ☒ 経営あんしん資金（経済変動特例）の場合、埼玉県（様式22-8）認定書の写し

6 確認事項（チェックを入れてください。）

※下記にチェックが入っていない場合、再提出をお願いすることになりますので、必ず確認し、チェックを入れ、下欄にご署名をお願いします。

- ☒ 令和8年2月末以降に生じたイランを中心とする中東情勢の変動により事業活動に影響を受け、2の対象融資を申請している。
- ☒ （申請日現在）法人で事業を営んでおり、1年以上引き続き市内に事業所を有している。個人で事業を営んでおり、1年以上引き続き市内に住所及び事業所を有している。
- ☒ （申請日現在）継続して同一事業を営んでいる。
- ☒ 次のいずれかに該当する場合、補助金の一部または全部を返還する。
 - ・偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、または受けようとしたとき
 - ・補助金対象の融資の全部または一部を繰上償還した場合で信用保証料の返戻金があったとき
 - ・補助金対象融資に係る信用保証料について、国、県から補助または補給がされたとき
 - ・補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、または市長の指示に従わなかったとき。
- ☒ 経営安定資金を利用した場合、川口市でセーフティネット保証5号の認定を受けている。

【確認日】 令和8年 8月 3日 【代表者名】 川口 太郎

事業者(法人)名 有限会社きゅぼらん運輸

代表者名 代表取締役 川口 太郎

- 1 中東情勢の変動により事業活動に影響を受け、対象融資を申請した理由を、原材料名や製品名、数値等を含め具体的に記入してください。

※対象融資を申請するための認定時(経営あんしん資金の認定、セーフティネット保証5号の認定)の状況も合わせて確認しますので、相違がないよう記入してください。
 ※影響を受けている原材料、製品名等も具体的に記入してください。(例:塗料・シンナー、印刷インキ、塩化ビニル管、断熱材、食品トレー 等)
 ※数値の変化等を具体的に記入してください。(例:〇円、〇%、〇割 等)

以下、記入例を4パターン提示しますので参考にしてください。

(1) 仕入価格、燃料価格の高騰によるコスト負担の増加

当社は製造工程において多くのプラスチック成形部品および化学原材料を使用しており、中東情勢の影響によりこれら主要資材の仕入単価が前年同期比で15%上昇した。また、工場の稼働に不可欠な電気料金および加工用燃料(LPGガス)のコストも増加している。主要顧客への価格転嫁を進めているが、交渉の遅れや転嫁率の低さから、製造原価の急増分を吸収しきれず、売上総利益が大幅に圧迫される事態となっている。現在、代替資材への切り替え等進めているが、これらの対策が経営効果として現れるまでには数ヶ月を要するため、それまでの急激な仕入資金の不足を補うための運転資金として融資を申請した。

(2) 物流費(運賃・サーチャージ等)の高騰によるコスト負担の増加

当社は運送業を営んでおり、中東情勢の影響による運賃や燃料サーチャージ等の上昇により、物流費が前年と比べ約150万円増加している。一方で、取引先との価格調整には時間を要し、コスト増加分を販売価格へ十分に反映できない状況が続いている。その結果、運転資金の負担が増大しているため、資金繰りの安定化および事業継続を図るための運転資金として融資を申請した。

(3) 仕入物資供給の停滞・目詰まりによる操業率・事業活動の低下

当社は塗装業の下請けとして、元請会社からの入金までに期間を要する一方で、塗料・シンナー・副資材等の仕入価格は3割程度上昇し、一部資材の1ヶ月以上の納期長期化により、必要な資材を計画どおりに調達できない状況が発生している。工事スケジュールの変更や施工の遅れが発生しており、売上計上の遅延や資金回収までの期間が長期化し、事業活動および資金繰りに負担が生じているため、運転資金として融資を申請した。

(4) 納期遅延や受注制限に伴う失注・売上の減少

建設業において、中東情勢の緊迫化に伴う物流の目詰まりにより、壁紙や断熱材などの樹脂・化学繊維系建材の入荷が大幅に遅延している。資材の供給が不安定化したことで、新規受注に対して「納期の長期化」や「受注制限（数量の制限）」を設けざるを得ない状況にある。その結果、既存顧客からの追加発注がキャンセルされたほか、納期回答が確約できないことによる失注が令和8年4月に10件程相次いで発生し、直近の売上が減少した。事業継続および雇用維持を目的として、当面の運転資金を確保するため融資を申請した。

※具体的な記入がない場合、再提出をいただく場合がございます。また、ご記入いただいた内容に基づき、電話等でヒアリングを行う場合がございます。

2 1に基づき、対象融資の申請時点で、売上高や利益率の減少の主な理由となった中東情勢の影響を受けた具体的な経費（例：仕入価格、燃料費、受注件数等）を記入してください。

(1) 経費等の内容

(クロス（壁紙）、塩ビタイル、断熱材などの樹脂・化学繊維系建材の仕入価格)

(2) 対象融資の申請をした月

(令和8年 7月)

(3) (2) 時点での(1)の詳細について経費等の金額や件数等を記入してください。

※以下の表は影響を受けた1ヶ月分の記入でも結構です。

※以下の表に記入した数字が客観的にわかる資料を“中東情勢の影響を受けたことがわかる根拠資料”として提出してください。

中東情勢の影響を受けた後 (令和8年3月以降)	令和8年3月	令和8年4月	令和8年5月
	1,570 万円	1,675 万円	1,770 万円
中東情勢の影響を受ける前 (前年同月)	令和7年3月	令和7年4月	令和7年5月
	1,460 万円	1,475 万円	1,510 万円

※2の内容が確認できる帳簿の写し等の書類を添付してください。

様式第2号

同意書兼誓約書

令和8年 8月 3日

(あて先)
川口市長

所在地(住所) 川口市青木 2-1-1

申請者 法人名(屋号) 有限会社きゅぼらん運輸

代表者名 代表取締役 川口 太郎

川口市信用保証料補助金の審査にあたり、市税の納税状況等の詳細な確認をすることに同意します。

また、川口市暴力団排除条例（平成24年条例第52号）第2条に規定する暴力団、暴力団員等その他反社会的な団体が私どもの経営に関与していないことを誓います。

様式第3号

金融機関等確認同意書

令和8年 8月 3日

(あて先)
川口市長

●●銀行・信用金庫
支店長

所在地(住所) 川口市青木 2-1-1

申請者 法人名(屋号) 有限会社きゅぼらん運輸

代表者名 代表取締役 川口 太郎

川口市信用保証料補助金の対象である融資の繰上償還等融資条件の変更の有無及びその内容について、川口市長が金融機関に確認することについて同意します。

記

融資実施日 令和8年 7月 1日

融資金額 30,000,000円

融資金融機関 ●●銀行・信用金庫 ■■支店

契 約 書 別添写しのとおり

契約番号等
(契約の際に番号等がある場合に記入)